

復興特区税制（法第37条～第40条）～指定に関する手続き～

①復興推進計画の認定

① 平成24年3月2日認定（平成23年12月26日法施行）

②市へ指定事業者（注1）の指定の申請

（注1）新規立地促進税制においては指定法人

② 指定を受けようとする個人事業者又は法人（注2）は、指定事業者実施計画（注3）その他の事項等を記載した申請書を、市に提出します。

（注2）新規立地促進税制は、法人のみ適用

（注3）新規立地促進税制においては、指定法人事業計画

例）5月1日申請の場合

③市による指定

③ 認定復興推進計画に記載されている復興推進事業を行う個人事業者又は法人からの指定の申請に基づき、市が指定要件を満たしているものを指定します。

（法第37条・特別償却／税額控除、法第38条・法人税特別控除、法第39条・研究開発税制、
法第40条・新規立地促進税制）

※指定された事業者は、指定内容について公表されます。
また、指定が取消しとなった場合も同様です。

例）5月31日までに指定（申請から1か月以内）

④指定に係る事業の実施状況報告

④ 指定事業者は、指定に係る復興推進事業の実施状況、収支決算等を記載した実施状況報告書を、事業年度終了後、1か月以内に、市に提出します。

例）3月決算の法人 ⇒ 4月末日まで
個人事業者（12月決算） ⇒ 1月末日まで

⑤市による認定書の交付

⑤ 市は、指定に係る復興推進事業を適切に実施していると認める場合、実施状況報告書の提出を受けた日から原則として1か月以内に、指定事業者に対して復興推進事業の実施に係る認定書を交付します。
※適切に実施していると認められない場合には、認定書を交付しない場合があります。

例）3月決算の法人 ⇒ 4月16日指定事業者による実施状況報告書提出 ⇒ 5月15日までに認定書交付
12月決算の個人事業者 ⇒ 1月16日指定事業者による実施状況報告書提出 ⇒ 2月15日までに認定書交付

⑥確定申告

⑥ 市の認定後、税務署等で確定申告を行います。（認定をもって特例措置を受けられるものではありません。認定とは別に、税務署による審査があります）。

例）3月決算の法人 ⇒ 5月～6月 ※法人ごとに定められた事業年度により申告時期が異なります。
個人事業者（12月決算） ⇒ 2月～3月